

総務建設常任委員会

平成29年1月25日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年1月25日(水) 午前10時11分 開会
午前10時25分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	西川 朗
委員	増田 順弘
〃	岡本 吉司
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	下村 正樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議員	山本 英樹
〃	内野 悦子
〃	川村 優子
〃	吉村 優子
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
総合政策企画監	本田 知之
まちづくり統括技監	松倉 昌明
企画部長	米井 英規
人事課長	吉川 正人
〃 補佐	森井 敏英
総務部長	安川 誠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井 孝明
書記	吉田 賢二
〃	山岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第1号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

開 会 午前10時11分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日は、先ほど臨時会の開会がございまして、本委員会に付託をされた付議事件がございました。皆さん、大いにご議論をいただきまして、適切なご判断を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

委員外議員がいらっしゃいますので、ご紹介をいたします。順不同でございますが、内野議員、川村議員、山本議員、白石議員、吉村議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りをいたします。本委員会においては、一般の傍聴を許可することとし、会議中の傍聴人の入退室も許可をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言をされる場合は挙手をいただき、指名をこちらからいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただいて発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードにてのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託をされました付議事件の議事に入りたいと思います。

議第1号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井でございます。おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程を願っております議第1号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。

このことにつきましては、副市長に係る給料月額及び退職手当の算定における給料月額について、平成29年2月1日から平成32年10月30日までの市長の任期期間中、現行74万円から15%減するものでございます。

附則第1項といたしまして、この改正条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 今の副市長の給与の減額ということで、本俸は74万円、それを62万9,000円とするという附則ですけれども、本俸は変わらないということはわかるんですけれども、これは15%減となるわけですけれども、なぜ15%減になったかというその経緯と伺いますか、それをちょっとお聞きしたいんですけれども。なぜかという、市長の場合は、可決になりましたけれども、50%、半額になったわけで、副市長が15%減というのを、この内容をちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 よろしくどうぞお願いいたします。

その件につきましては、今年の12月議会で、私の方の給料を44万5,000円、まさにこの附則の5番目の方なんですけれども、記載させていただいております議案を提出させていただきました。その中で、本来、市長の給料の話ですので、副市長の給料とは関係ない議案ではあったのですが、議員の皆様方からさまざまなご意見をいただきました。そのときの答弁で、参考にさせていただきますという、ご返事をさせていただいております。その中でやはり、皆さん方のご意見を参考にさせていただきまして、どのあたりが果たして妥当なのかということ、正直なことを言っているいろいろ考えてみました。その中で最終的に結論として出してきましたのが、15%という削減の給料の月額案でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今の市長の答弁では、市長が副市長の給与の15%減ということ、市長本人が決定されたという理解でよろしいでしょうか。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 当然のことながら、給料に関することですので、ご本人さんのやはりお気持ちもいろいろございます。その中で、今の上程しております本議案は、あくまで給料の議案ではございますが、後で同意案件を、議会運営委員会の席でも申し上げたんですけども、追加議案として上程させていただく予定になっております。ご本人さんともいろいろお話しした中で、この15%減ということでご了解をいただいております。正副議長との打ち合わせ、並びに正副議会運営委員長との打ち合わせ、並びに議会運営委員会の席で、その旨お伝えをしております。会派代表の方も皆さんおられましたので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今の説明で大体わかったわけですが、今まで全然わからなかったというのは、去年の12月21日の総務建設常任委員会の中で、市長の答弁の中で、副市長に関する給料の件がちょっと述べられておりましたので、朗読させていただきます。「副市長の任命が終わるまでは、やはりその人の給料というものは、ほかの者が特に特別職の場合は決めるべきものではないのかなと思います」と。市長のそのときの考えでは、副市長の給与まで、市長が関与するものではないと、その時点ではそういう答弁をされておられます。そういうことで、

現在に至って、先ほどの話では議員の皆さん方からのいろんな意見があつて、市長本人が15%減ということに決められたという、そういう説明がありましたけれども、そういう流れということで理解しておいたらよろしいですね。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 それで、結構やと思います。12月の議会の時点では、私の給与の案件のみの議案になっておりましたので、その時点での答弁は、まさにその答弁でしかるべきやと思っております。ただ、その審議の中で、委員の皆さん方からいろんなご意見いただきました。それを参考にさせていただいた結論でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の質問によく似た形になるかと思うんですけども、組織の中で、結果としての話になりますけども、先ほどありました12月議会にいろんな意見が出て、継続審査にもなって、市長の給与が可決された。そのときに、その時点から副市長の件について、先を見た話し合い、意見が多く出ておったのも事実でございます。私、お聞きしたいのは、反対するものでもございません。ただ、組織の中で、市長、副市長、給与が結果として逆転するわけですよ。これは市民の方もいろんな思いというのを持たれるというふうに思います。そういう思いを払拭するために、市政をかじ取りされるやる気というものを、給与は逆転している、こういうことについて市民に懸念を抱かれないような市長のやる気というのをを見せていただきたいなと思うんですけど、そういうのを言葉でいただきたいなというふうに思っております。いわゆる逆転している、これ大丈夫かと、このことについてお答えを求めたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 私は、給料がどうだから、やる気があるとかないとかいう思いではございません。自分の給与にかかわらず、改革に邁進したいという気持ちでおります。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 いやいや、私が聞きたいのは、市長、副市長、一般の会社でいうたら社長と副社長の関係ですよ。これが逆転しているわけです。それであったとしても、問題なくやっていくというふうなお答えをいただきたいと思って質問したはずなんですけども、それは意図は通じてないのかなと。そういうことでお答えをいただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 多分、全国の自治体を見ますと、そういう事例もあると思います。その中で、本則の方は変更しておりません。基本となるベースとしましては、市長、副市長というのは市長の方が若干なり高いという給料表をとっております。その逆転している状況については、あくまで、私の公約の部分でございますので、そのことについて問題はないと理解しております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

西井委員。

西井委員 少々質問させていただきます。12月議会にいろんな意見があつて市長は15%下げられた。そこで若干伺いさせていただきます。追加議案で出てくる副市長に予定されている方に報酬の引き下げ問題については、やはりお互いにお話し合いをされているのかどうかだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。というのは、12月議会において、市長と政治信条をともにする副市長の給与については、積極的な形でいくらか下げる思いが同じでなければならないという議論があつた中で、やはりその辺の話も含めてどうであつたのかということだけお聞かせ願いたい。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 本条例案につきましては、当然のことながら、事前にその方とお話し合いをした上での結論でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よつて、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

ここで、委員外議員、発言の申し出があれば許可をいたしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、これもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時25分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎